

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

★【1】自治体の基本的あり方について

① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、住民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】本町は、住民にとって必要な施策を実施しており今後も同様です。財源を確保することは重要でありますので、様々な機会を通じて要望していきたいと考えております。

③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

【回答】行政サービスの制限は、各補助金等の交付要綱等で規定しておりますが、教育、福祉の面では行っておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】(知多北部広域連合が東海市で回答)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

保険料低所得段階が第1～第3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日前を申請期間としております。

★② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】(知多北部広域連合から東海市で回答)

同上

③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

【回答】(知多北部広域連合が東海市で回答)

国の通知に基づき、サービスの可否を判断する際に一律に判断をしないよう事業所に対して通知するなどしており、現行の対応で十分と考えているため、「院内介助制限」など厚生労働省通知に反するサービス制限をやめ、事業所に周知することについては、考えておりません。

★④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急にお

こなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】(知多北部広域連合が東海市で回答)

知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も行われる予定です。

★⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】(知多北部広域連合が東海市で回答)

第4期事業計画の施行に伴い、国で介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。

研修につきましては、研修支援事業が行われています。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研究を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】平成21年度から1食あたり650円で実施していますが、本人負担については、事業実施当時の300円から変更しておりません。なお、配食サービスは、毎日1食(夕食)を実施しております。また、会食(ふれあい)方式は、社会福祉協議会で年3回実施しております。

★② 消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認は、本人の申し出により、緊急通報システムの設置や、配食サービスの実施、また、社会福祉協議会による乳酸飲料の配布の際に実施しています。また、民生・児童委員の皆さんによる定期的な訪問もお願いしています。

また、買い物支援などについては、介護保険制度により非該当となった方を対象とした軽度生活援助事業(買い物援助、清掃援助など)を行っています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】町運行バスは、町域の南部及び西部から役場を経由して、北部の長寿医療研究センター及び町域外の東部の刈谷豊田総合病院経由刈谷駅行きの4路線で巡回しており、その利用料は、1回100円です。また、高齢者や障がい者に配慮した車椅子対応の車両も導入しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】宅老所事業を1箇所、サロン事業は11箇所で行っています。また、各地区の老人憩の家開放事業も、町の委託事業として、老人クラブにより行っています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してくだ

さい。

【回答】 現在県営住宅において、バリアフリーのシルバーハウジングが34室整備されています。

★(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 (知多北部広域連合が東海市で回答)

普通障がい者については、平成 21 年分確定申告から障がい者控除の対象としています。

特別障がい者については、既に実施済みです。

② すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 (知多北部広域連合が東海市で回答)

すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障がい者控除の申請を行うよう勸奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 現状、ひとり暮らし非課税者を町単独事業として対象としています。非課税世帯の医療費助成について町単独事業として実施することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われま

② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】 保険料滞納者につきましては、納付資力があいながら、保険料をお支払いいただけない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の保険証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。

③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答】 現状、愛知県では65歳から74歳で後期高齢者医療制度の対象となる障がいを持っている方については、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成対象となります。後期高齢者医療制度に加入しない65歳から74歳の障がい者を町単独事業として助成することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われま

3. 子育て支援について

★① 18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】 平成 22 年1月から中学校卒業までの入通院医療費助成制度を現物給付で実施しています。18歳年度末まで医療費無料制度を拡大することは、本町の財政状況を考えますと困難と思われま

★② 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成し

てください。

【回答】妊産婦健診は、平成 19 年度より産後を 1 回、平成 21 年度より産前を 14 回に増やし無料検診を実施しています。

平成 22 年度からの超音波検査は年齢制限をなくし、回数も1回から4回に増やし、子宮頸がんの無料検診等の内容充実をしています。

★ ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】東浦町の現状は、生活保護基準の 1.4 倍をすでに超えています。また、申請の受付及び申請手続きにつきましても、実施済みです。

④ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者の負担とすることが定められています。これは子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものであります。

また、本年度から子ども手当が支給されましたので、この手当を子育て支援の一環として学校給食費に充てていただければと考えており、学校給食費を無料にする考えはありません。

4. 国保の改善について

★① 国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回答】ますます少子高齢化が進む中で医療費の増大が懸念され、今後の国保運営は一市町村では非常に難しくなると思われ広域化は必要と考えます。

★② 保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】減免制度については、22 年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を 250 万円から 300 万円に拡大しております。

保険税は、医療費の支払額に応じて決まります。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必要最小限の繰入れとしております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】18 歳未満の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、約 1,400 人で 36,846 千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となりますが、18 歳未満の子どもが医療機関にかかり、療養給付費が発生することを考慮しますと、均等割の負担は、やむを得ないと考えております。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必要最小限の繰入れとしておりますので、減免の補填は、やはり国保税の増税でまかなうべきだと考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても、一定の配慮がなされていると考えております。

また、減免制度については、22年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しております。

したがって、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を基準とした新たな減免制度を設けることは考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円に、所得500万円を給与収入で換算すると688万円程となります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、この基準に改正することは考えていません。

★③ 保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対し交付する考えです。

ゆえに、福祉医療対象世帯や家族に病人の方がおり、納付困難な世帯と判断している世帯へは発行していません。また、本年7月1日より国民健康保険法の一部改正により資格証明書の交付世帯であっても高校生世代以下の被保険者については短期保険証を交付することとされたので、該当があれば短期保険証とします。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】滞納者に対し、現在のところ給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】分納を実施している世帯は、資格証明書の対象とはせず、正規の保険証を交付しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】納税相談による世帯における生計状況など生活実態の把握につとめ、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署とも連携をするなど、各世帯に応じた納税指導をしています。

また、無保険者の調査については、日本に住んで居る方は必ず、何れかの健康保険に入る義務があり、保険制度のPRも町ホームページに掲載しておりますので調査をする考えはありません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合是一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合是一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合是一部負担金の徴収猶予と言う基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しております。

5. 障がい者施策の充実について

★① 現行の障がい者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】現在、すでに無料になっています。(医療保険7割、愛知県2割、東浦町1割)

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

【回答】国と同様、障がい者は本人及び配偶者、障がい児は世帯員全員の収入とします。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

【回答】平成22年度の地域生活支援事業予算額については、前年度比約20.6%増です。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

【回答】現在のところ、本町独自の自己負担撤廃は予定しておりません。

オ. 実態に合わない障がい者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回答】区分認定調査及び窓口でのサービス利用申請等に対応した職員が認定審査会にも同席し、求められる範囲内で必要に応じて参考意見を述べ、適正な区分認定審査が行われています。

② ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回答】現在のところ、本町独自での基盤整備は予定しておりません。

6. 健診事業について

★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】特定健診については、自己負担はありません。歯周疾患検診・f肺がん検診についても、自己負担はありません。肺がん検診を除いた各種がん検診は、25～30%程度の自己負担をいただいております。限られた予算の中で事業を実施しておりますので、自己負担については、今後ともお願いしていくこととなります。なお、国民健康保険加入者、70歳以上の方、非課税世帯、生活保護世帯の方及び65歳～69歳の長寿医療保険加入者については、自己負担はありません。また、平成21年度より、女性特有のがん検診無料クーポンを20・25・30・35・40・45・50・55・60歳の方に送付して無料で実施しております。

実施期間等では、特定健診は個別医療機関委託で、実施期間は、2ヶ月(6月・7月)と

して実施しました。また、歯周疾患検診は個別医療機関委託で、実施期間は、3ヶ月(9月・10月・11月)です。各種がん検診については、集団検診で、年15～39回実施しております。また、胃がん検診については、個別医療機関委託で通年でも受けられます

② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】毎年19歳から40歳未満の住民に対して成人健康検査として、血液検査8項目貧血検査、尿検査を無料で実施しています。

7. 予防接種について

★① ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【回答】予防接種法に基づくものでない、任意の予防接種は接種後の副反応による健康被害が生じた場合に、国の救済制度の給付対象にならないことから、現時点での公費助成の実施は、考えておりませんが、今後、国、県、近隣市町の動向を見ながら検討していきます。なお、子宮頸がんワクチンについては、国の平成23年度予算にワクチン接種助成事業が盛り込まれており、国等の通知に対応していきます。

② 上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】今後、国、県、近隣市町の動向を見ながら検討していきます。

8. 生活保護について

★① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】法の精神に基づき適正に申請を受け付けます。保護の開始は、実施機関である知多福祉事務所が生活保護法第24条の定めに従って支給します。

② 就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】通知文趣旨に従います。

③ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】今後の状況を踏まえて検討します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

【回答】①～⑧現時点では、考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
- ② 後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】①～⑦現時点では、考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】①～④現時点では、考えておりません。